

香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、県内の製造業に係る中小企業者の経営基盤の強化や新分野進出などの積極的な事業展開の促進を図ることを目的として、県内中小企業者が行う設備投資のための事業資金借入金に対する利子補給補助を行うため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内中小企業者 県内に本社又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属する事業所をいう。
- (3) 工場 物の製造又は加工の用に供する施設をいう。
- (4) 試験研究施設 技術革新の進展に即応した高度な工業技術を開発し、又は当該工業技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設をいう。
- (5) 倉庫 製品、商品、原材料その他の物品を搬入し、又は搬出する目的で、当該物品の包装、荷役又は保管を行うための施設をいう。
- (6) 機械及び装置 工場、試験研究施設又は倉庫において物の製造若しくは加工又は工業技術の開発等のために直接的に使用される機械及び装置であつて、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。
- (7) 設備投資 次に掲げるもので、香川県の地域内において行うものをいう。ただし、国、地方公共団体、国若しくは地方公共団体が50%以上出資する団体又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人等から補助金の交付その他の助成を受けて行うものは除く。
 - イ 製造業のための工場又は試験研究施設及びこれらに付随する倉庫又は事務所の新築若しくは増改築又は取得（土地及び住居の用途に供する部分を除く。以下「新築等」という。）。
 - ロ 製造業のための機械及び装置の取得（工場又は試験研究施設と同一時期に一体的に整備する場合は、工場又は試験研究施設の新築等に含む。）。
- (8) 金融機関 次に掲げるものをいう。

- イ 銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する金融機関
 - ロ 信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)に規定する信用金庫及び信用金庫連合会
 - ハ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条第 2 号に規定する信用協同組合及び同法第 9 条の 9 第 1 項第 2 号の事業を行う協同組合連合会
 - ニ 株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号)に規定する株式会社日本政策金融公庫
 - ホ 株式会社商工組合中央金庫法(平成 19 年法律第 74 号)に規定する株式会社商工組合中央金庫
 - ヘ 株式会社日本政策投資銀行法(平成 19 年法律第 85 号)に規定する株式会社日本政策投資銀行
 - ト 農林中央金庫法(平成 13 年法律第 93 号)に規定する農林中央金庫
 - チ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - リ 水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 11 条第 1 項第 3 号の事業を行う漁業協同組合又は同法第 87 条第 1 項第 3 号の事業を行う漁業協同組合連合会
- (9) 事業継続計画(以下「BCP」という。) 自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための手法、手段などを取り決めておく計画をいう。
- (10) BCP 策定期限 第 8 条の確認後、2 回目に到来する第 9 条第 1 項に規定する交付申請兼実績報告書の提出期限をいう。
- (11) 香川県中小企業 BCP 優良取組事業所 香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度実施要綱第 3 条の認定を受けた事業所をいう。
- (12) かがわ地方創生 SDGs 登録事業者 かがわ地方創生 SDGs 登録制度実施要綱第 5 条の登録を受けた事業者をいう。
- (13) 事業承継者 事業承継により経営資源(設備、従業員、顧客等)を引き継いだ者(県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人事業に限る。)で、承継後、法人の場合は代表取締役就任に就いており、かつ当該法人の過半数の株式を保有する者をいい、個人事業の場合は、代表に就いている者をいう。

(補助金交付対象者)

第 4 条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 県内中小企業者であること(第 9 条第 1 項の申請を行う時点において、県内中小企業者以外の者であつて、事業を営む場合を含む。)
- (2) 製造業を営んでいること。
- (3) 県税を完納していること。ただし、第 7 条第 1 項の申請を行う時点において、県税の賦課がない場合はこの限りでない。

(4) BCP 策定期限までに BCP を策定していること。

(補助金対象利子等)

第5条 補助金の対象となる利子（以下「補助金対象利子」という。）は、一の設備投資に対して、金融機関から証書貸付により1,000万円以上の融資を受けた借入金（以下「補助金対象借入金」という。）に係る利子のうち、最初の利子（融資が実行された日の当日に支払われた利子を含む。）が支払われた日の属する月から84か月以内に補助金対象借入金に係る金銭消費貸借契約に定める返済日に実際に支払われた利子（融資が実行された日の当日に支払われた利子を含む。）の合計額に相当する金額とする。ただし、国、地方公共団体、国若しくは地方公共団体が50%以上出資する団体又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人等から利子に対して直接助成を受け、又は受けることとなるものは除く。

2 前項の補助金対象利子は、延滞利息、保証料及び手数料等を含まない。

3 補助金対象借入金は、令和9年12月31日までに県内中小企業者と金融機関の間において金銭消費貸借契約が締結され、かつ、これに基づく融資が実行されたものとする。ただし、つなぎとして行う融資に係るものは除く。

(補助金の補助率等)

第6条 補助金の補助率は、1月1日から12月31日までの間（以下「算定期間」という。）ごとに支払われた補助金対象利子について、年利率1パーセント以下の部分に相当する額の $3/4$ とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に第8条の規定による通知を受けた者又は令和7年4月1日以降に事業承継者となった者が事業承継者となった日から3年以内に行った設備投資（融資実行、設備納品、引渡し、支払の全てが開始及び完了している場合に限る。）で、第8条の規定による通知を受けた者の補助金の補助率は、年利率1パーセント以下の部分に相当する額の $10/10$ とする。

3 前2項の補助金の計算式は次のとおりとする。

(1) 年利率が1パーセント以下の場合

補助金対象利子の支払額

(2) 年利率が1パーセントを超える場合

補助金対象利子の支払額×(1パーセント/年利率)

(3) 前2号に基づき計算された算定期間内の合計額に補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

4 一の設備投資についての補助金の限度額は、算定期間ごとに100万円を限度とする。ただし、算定期間が12か月に満たないときは、補助金対象利子が支払われた月数を12か月で除したものに100万円を乗じた額を上限とする。

5 前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和10年3月31日までに第8条の規定による通知を受け、かつ、香川県中小企業BCP優良取組認定事業所（第10条の規定による通知時において認定有効期間内である場合に限る。）である者、令和5年4月1日から令和10年3月31日までに第8条の規定による通知を受け、かつ、かがわ地方創生SDGs登録事業者（第10条の規定による通知時において登録有効期間内である場合に限る。）である者又は令和7年4月1日以降に第8条の規定による通知を受け、かつ、事業承継者となった者の設備投資が事業承継者となった日から3年以内に行ったもの（融資実行、設備納品、引渡し、支払の全てが開始及び完了している場合に限る。）である者は、一の設備投資についての補助金の限度額は、算定期間ごとに200万円を限度とする。ただし、算定期間が12か月に満たないときは、補助金対象利子が支払われた月数を12か月で除したものに200万円を乗じた額を上限とする。

（補助金交付対象者確認申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条及び第5条に該当することの確認を受けるため、所定の書類を添えて、補助金交付対象者確認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書の提出は、補助金対象借入金に係る融資が実行された日又は一の設備投資に係る納品、引渡し若しくは支払が完了した日のうち最も遅い日が属する年の翌年1月31日までに行わなければならない。

（補助金交付対象者の確認）

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付対象者確認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは補助金交付対象者確認書（様式第2号）により、令和10年3月31日までに本人に通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第9条 前条の規定による補助金交付対象者確認書の通知を受けた者（以下「確認者」という。）は、算定期間における補助金対象利子について補助金の交付を受けようとするときは、交付申請兼実績報告書（様式第3号）に、金融機関が発行する支払利子証明書（様式第5号）（発行にあたって支払利子証明依頼書（様式第4号）により確認者が金融機関に依頼することとする。）その他所定の書類を添えて、毎年度、当該算定期間の翌年の2月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による確認の日の属する年前の各算定期間における補助金対象利子について補助金の交付を受けようとする場合において、交付申請兼実績報告書が前項の提出期限までに提出できないと知事が特別に認めるときは、確認後最初の交付申請兼実績報告書の提出時に限り、当該各算定期間における補助金対象利子を含めて交付申請兼実績報告書を知事に提出できるものとする。

- 3 算定期間内に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事由が生じた日の属する算定期間の初日以後支払われた利子は、補助金対象利子としないものとする。ただし、知事が特別な事情があると認める場合はこの限りでない。
- (1) 補助金対象借入金の償還に延滞が生じた場合
 - (2) 補助金対象借入金に係る設備投資により整備した施設等を滅失し、譲渡し、交換し又は貸与した場合
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 条）に基づく特定調停手続開始の申立てをした場合
- 4 確認者（平成 31 年 3 月 31 日以前に第 8 条の確認を受けた者を除く。）が BCP 策定期限までに BCP を策定していない場合は、当該期限に係る算定期間の初日以後に支払われた利子は、補助金対象利子としないものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第 10 条 知事は、前条の規定により交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときには、交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書（様式第 6 号）により確認者に通知するものとし、交付を認めないときには、不交付の通知書（様式第 9 号）により確認者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 交付決定及び額の確定の通知を受けた確認者（以下「補助金受給者」という。）は、知事が指定する日までに、請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第 12 条 知事は、前条の請求書を受理した日から 30 日以内に、補助金受給者に補助金を支払うものとする。

（変更の届出）

第 13 条 確認者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、知事に変更届出書（様式第 8 号）を提出しなければならない。

- (1) 住所又は名称の変更があったとき
- (2) 金銭消費貸借契約の内容を変更したとき
- (3) 補助金対象借入金を繰上償還したとき
- (4) 補助金交付対象者確認申請書の設備投資の内容に変更があったとき
- (5) その他知事が必要と認めるとき

(補助金の交付決定及び額の確定の取消し又は変更)

第 14 条 知事は、補助金受給者が偽りその他不正の手段により交付決定及び額の確定を受けた場合は、第 10 条の規定による交付決定及び額の確定通知書の取消し又は変更をすることができる。

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨を当該受給者に通知する。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に補助金を支給しているときは、期限を定めて、支給した額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 16 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 第 1 項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金)

第 17 条 第 15 条の規定により補助金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(報告検査)

第 18 条 補助金受給者は、設備投資に係る減価償却資産の資産計上が反映されるべき決算の決算年度終了後 6 か月以内に、県による検査を受けなければならない。

2 知事は、前項のほか、必要があると認める場合は、補助金受給者に対して報告を求め、又はその職員をして、設備投資に係る場所等へ立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に掲示しなければならない。

(書類の整備)

第 19 条 補助金受給者は、補助金交付対象者確認書類及び交付申請兼実績報告書類（以下「証拠書類」という。）を備え、整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

3 補助金受給者が前項の規定する証拠書類等の保存期間が完了しない間に当該中小企業を解散する場合は、その権利義務を承継する者に証拠書類を引き継がなければならない。

(端数計算)

第 20 条 補助金に 1 円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年度において交付する補助金についての第 6 条第 1 項に規定する算定期間の適用は、「1 月 1 日から 12 月 31 日までの間」とあるのは「4 月 1 日から 12 月 31 日までの間」と読み替える。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱第 8 条の規定による確認の通知の対象となった設備投資については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付対象者確認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

(申請者) 住 所 〒

名 称

代 表 者

香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定に基づき、利子補給補助金交付対象者の確認を受けたいので下記のとおり申請書を提出します。

記

1 会社概要

資本金	円	従業者数	人
主な業種	・	(売上割合	%)
	・	(売上割合	%)
	・	(売上割合	%)

2 借入金の内容について

(一の設備投資に対して複数の金融機関からの借入がある場合は、追加してください。)

区分	内容
借入先金融機関名	
金銭消費貸借契約締結日	年 月 日
融資実行日	年 月 日
借入金額	円
年利率※	年 %
利息支払方法	先払い ・ 後払い
償還方法	元金均等返済 ・ 元利均等返済
返済回数	回
第1回利息支払予定年月日	年 月 日
借入期間	年 月 日～ 年 月 日

※ 年利率には保証料率は含みません。

3 設備投資について

(1) 設備投資の設置場所

設置場所（住所等）	設置場所の具体的な業務

(2) 設備投資の内容

No.	設備投資の内容	金額（円）	補助金対象 設備投資
			<input type="checkbox"/>

※「補助金対象設備投資」欄には、補助対象となるものに、レ点を記入してください。

※住居部分がある場合は、延べ床面積で按分してください。

※別紙可

(3) (2) の設備投資理由、今後の活用方法

No.	設備投資理由	今後の活用方法

※別紙可

4 資金計画について

科目	金額	備考
総事業費	円	
うち補助金対象設備投資額	円	
自己資金	円	
借入金	円	(借入先)
助成金(予定を含む)	円	(助成元)
その他	円	

5 BCPの策定状況について

- (1) 策定済である。
(2) 未策定である。 ※ いずれかにレ点を記入してください。

6 添付書類

- (1) 定款
(2) 法人履歴事項全部証明書
(3) 直近1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書等)
(4) 設備投資に係る売買契約又は請負契約等の写し
(5) 納品・引渡しを確認できる書類の写し
(6) 領収証等設備投資に対する支払いが確認できる書類の写し
(7) 補助金対象借入金に係る設備投資により整備した施設等の写真
(8) 金銭消費貸借契約書の写し
(9) 金融機関で発行する返済予定表の写し
(10) 直近1か月以内に発行された県税の納税証明書(入札参加資格審査等申請用(全税目))
(11) 誓約書(別紙)
(12) BCPの写し(上記5(1)にレ点を記入した場合のみ。ただし、既に別の設備投資に係る本補助金の手続又は香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度においてBCPの写しを県に提出している場合は添付不要)
(13) 事業承継後3年以内の事業承継者であることを証する資料(第6条第2項(補助率10/10)及び第6条5項(算定期間ごとに上限200万円)に該当の場合)

(担当者)

部 署 :

役職・氏名 :

電 話 :

F A X :

e - m a i l :

別紙

年 月 日

香川県知事 殿

住 所 〒

名 称

代表者

誓 約 書

私は、香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付対象者確認申請書を提出するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

- 1 補助金対象利子に係る設備投資により整備した施設等に対して、国、地方公共団体、国若しくは地方公共団体が50%以上出資する団体又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人等から補助金の交付その他の助成を受けておらず、また、今後も受けないこと。
- 2 補助金対象利子に対して、国、地方公共団体、国若しくは地方公共団体が50%以上出資する団体又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人等から直接助成を受けておらず、また、今後も受けないこと。
- 3 BCPが未策定の場合は、BCP策定期限（補助金交付対象者の確認後、2回目に到来する交付申請兼実績報告書の提出期限）までにBCPを策定すること。

以上

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

香川県知事

香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付対象者確認書

年 月 日付けの上記確認申請については、香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり確認したので通知します。

記

1 補助金対象となる借入金

区分	内容
借入先金融機関名	
金銭消費貸借契約締結日	年 月 日
融資実行日	年 月 日
借入金額	円

2 補助金対象借入金額 _____ 円

3 補助金対象設備投資

設置場所 (住所等)	設置場所の具体的な業務

No.	設備投資の内容	金額 (円)

4 BCPの策定状況 (1) 策定済 (2) 未策定

※ BCP策定期限(本確認後、2回目に到来する交付申請兼実績報告書の提出期限)までにBCPを策定していない場合は、2回目以降の交付申請兼実績報告書を提出することができなくなります。

(別紙)

1 実績報告

① 補助金対象借入金額	円
② 借入金額	円

No.	金融機関名	③支払利子額	④補助金対象利子支払額 [③×(①/②)] ※ (1円未満切捨て)	⑤年利率
		円	円	%
		円	円	%
		円	円	%
		円	円	%

※ 補助金対象利子支払額は、年利率が算定期間内に複数ある場合、その同率年利率において支払われた利子の合計額を記入する。

2 補助金交付申請額計算

(1) 算定期間内の合計額

No.	④×(1%/⑤) ※ (1円未満切捨て)
	円
	円
	円
	円
⑥合計額	円

※⑤が1%を超えない場合は、⑤を1%とする。

(2) 補助率による計算

ア 確認書日付が R4.4.1 以降である場合

⑥×3/4	⑦ 円 (1円未満切捨て)
-------	------------------

イ 確認書日付が R4.3.31 以前である場合

ウ 確認書日付が R7.4.1 以降で (※) による確認を受けた場合

⑥×10/10	⑦ 円 (⑥と同額)
---------	---------------

(3) 補助金交付申請額

⑦と算定期間内の支払月数に応じた100万円/年の上限額(上記「補助金交付の上限額表」のとおり)とどちらか低い方を補助金交付申請額とする。ただし、香川県中小企業BCP優良取組事業所(補助金交付対象者確認書の文書日付がH31.4.1以降である場合に限る。)、かがわ地方創生SDGs登録事業者(補助金交付対象者確認書の文書日付がR5.4.1以降である場合に限る。)又は(※)R7.4.1以降に事業承継者となった者が、事業承継者となった日から3年以内に行った設備投資(融資実行、設備納品、引渡し、支払の全てが開始及び完了し、補助金交付対象者確認書の文書日付がR7.4.1以降である場合に限る。)である者は200万円/年の欄の上限額を適用する。

補助金交付申請額	円
----------	---

記入欄が不足する場合は、適宜、追加してください。

◎補助金交付の上限額表((3) 関係)

支払月数	100万円/年	200万円/年
1	83,333円	166,666円
2	166,666円	333,333円
3	250,000円	500,000円
4	333,333円	666,666円
5	416,666円	833,333円
6	500,000円	1,000,000円
7	583,333円	1,166,666円
8	666,666円	1,333,333円
9	750,000円	1,500,000円
10	833,333円	1,666,666円
11	916,666円	1,833,333円
12	1,000,000円	2,000,000円

※ 支払月数とは、補助金対象利子の対象となる月数とする。

様式第4号(第9条関係)

年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金に係る支払利子証明依頼書

年 月 日

(金融機関名) 御中

住 所〒

名 称

代表者

私が、(金融機関名)からの下記借入金に対する 年 月 日から
年 月 日までの間の支払利子合計額を証明願います。

記

◎ 対象借入科目・取引番号(融資番号)

借入科目	取引番号(融資番号)等
例) 証書貸付	

証明書希望通数 1 通

※金融機関に対する手数料が必要となる場合があります。

様式第5号(第9条関係)

年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金に係る支払利子証明書

住 所
名 称
代表者 様

支払利子合計額 _____ 円

上記支払利子合計額の _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までの詳細

	元金償還額	支払利子額	合計	利率
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
月 日	円	円	円	%
合計	円	円	円	

上記のとおり、相違ないことを証明いたします。

年 月 日

住所 _____

金融機関・支店名 _____

責任者役職・氏名 _____

担当者氏名 _____

所属部署 _____

電話番号 _____

様式第 6 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付申請兼実績報告書については、審査の結果、適当と認められるので、香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱第 10 条の規定により、交付決定をし補助金の額の確定をしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金の交付対象の内容は、
年 月 日付けをもって申請のあったとおりとする。
- 2 補助金の額は、金 _____ 円とする。
- 3 交付の条件
補助金受給者は、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号）第 5 条の 2 各号のいずれにも該当しないこと。

様式第7号（第11条関係）

請 求 書

（アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。）

請求金額	¥	百	十	万	千	百	十	円

ただし、
年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金
上記の金額を請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
債権者
(フリガナ)
氏 名

支払の 方法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支) 店						
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号			
		(フリガナ) 口座 名義						

- 1 預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にV印を付してください。
- 2 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。

様式第 8 号(第 13 条関係)

香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付対象者変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所〒

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付対象者の確認を受けた内容を次のとおり変更したので、香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更理由

※添付書類

- ・住所又は名称に変更があったときは、定款及び法人履歴事項全部証明書
- ・金銭消費貸借契約の内容を変更したときは、変更契約証書等の写し
- ・補助金対象借入金を繰上償還したときは、それがわかるもの
- ・補助金交付対象者確認申請書の設備投資の内容に変更があったときは、その内容がわかるもの
- ・その他変更の内容を証する書類

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付申請兼実績報告書については、審査の結果、香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱第10条の規定により、不支給とすることを決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

(不交付理由)